

教育端末室の一部開放について

1. 期間

令和 2 年12月8日～

2. 対象

所属学部から対面授業や実習・実験のため登校が許可された学部生、院生の当日利用

3. 予約

利用者は、以下のフォームにより、利用申請を行い、予約をすること。

対面授業 → 授業名を申告

実験・実習 → 講座名を申告

申込みフォーム：<https://forms.gle/z8zc9G9F5Prk5RyE9>

4. 利用可能な教育端末室 : 第1 (30名) ・第2 (20名) ・第3 (10名)

椅子を間引き、席の間隔は1.5メートル確保する。



5. 利用時間

9時から17時までとする。1日1回の利用で、1回あたり最大2時間までとする。

6. その他

- 玄関で検温を行う。
- 入口に利用ルールなど明記したものを示す。
- 単独利用のみを可とし、複数名での学習の場としての利用は認めない。椅子の移動も不可とする。
- 会話は禁止とする。
- 利用者は、玄関に設置したアルコールで手指の消毒をし、館内ではマスクを着用すること。
- 毎日 1 回、職員による除菌を行う。

なお、施設の利用については、新型コロナウイルス感染症の状況や施設利用における新たな問題等が生じた場合、適宜改定し、総合情報処理センターのホームページ、ユニパなどで周知します。

対面講義、実験・実習のために、所属学部が来学を認めている学生のみ利用が可能です。おしゃべりは慎んでください。申込みフォームに記入された個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのみ利用します。

総合情報処理センター